

論題	京都本法寺内所在の本阿弥家墓石について
著者	古川元也
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第34号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2008年(平成20年)3月
判型	A4(210mm × 297mm)

【論文】

京都本法寺内所在の本阿弥家墓石について

古川 元也

【キーワード】 京都 日蓮教団 本法寺 石造物 中近世移行期

【要旨】

本稿は、科学研究費補助金（課題番号一七六八二〇〇二）「非文献資料を利用した中世都市における基層信仰の研究」の助成を得て行われた、京都日蓮宗本山本法寺墓地所在石造物群の調査報告の所見である。

本法寺は洛中に存在する日蓮宗本山のひとつであり、中世以来の由緒をもつ寺院である。本阿弥光悦に代表される中近世移行期の文人化人からも崇敬をうけ、都市京都に文化的な側面からも大きな影響力を与えてきた寺院ともいえよう。洛中日蓮宗寺院の墓地には当該期の無縁墓石が多数合祀されており、その意義については拙稿『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』、二〇〇二年三月）においてすでに述べているので参照されたい。

本稿で扱う石造物は、これまで悉皆的な公的調査はなされていないものの、紀年銘を見る限りでは近世初頭より後期へと及び、中近世移行期に端を発する石塔造立を裏付ける資料が連綿と遺されているといえる。摩滅しつつあるこれら金石資料を現段階でまとめおくことが本稿の第一義である。本稿の中心をなす一覧表はこのたび本法寺で行われた調査のうち、歴代祖師石塔を圍繞する形で祀られている有力檀家の墓石を取り上げたものである。従来同様、石造物の形態的・時代的特徴、紀年銘などを記した。

その上で、有力旦那として知られる本阿弥家が、本法寺旦那としてどのような位置にあったのか、残された石造物を手がかりとして考察してみたい。

はじめに

本稿は、継続的に行っている京都市内の日蓮宗系墓地の調査報告のうち、<sup>①</sup>本法寺に所在する本阿弥家墓地を中心とする有力旦那の墓石について考察し、併せて本法寺における本阿弥家の位置に言及するものである。本阿弥家は中近世移行期に活動が顕著となり、刀剣の鑑定、研磨を主とする家業を以て知られたが、一族には多彩な才能ある人物が輩出したため書蹟、作陶、茶道、作庭などに大きな業績を残した。諸家に分派、繁栄して近世期を通じて当該期の文化形成に大きな影響力を持つている一族である。中近世移行期における事績は『本阿弥行状記』が写本の形で伝えられており、<sup>②</sup>諸本校訂のもと正木篤三氏により『本阿弥行状記と光悦』としてまとめられている。<sup>③</sup>

一方、本阿弥家は熱心な日蓮教団の信仰で知られている。<sup>④</sup>檀家としては本法寺を支え、現在でもなお本法寺には本阿弥家の関与する什宝が多数残されているばかりでなく、宗門内で特定の関わりを有していた寺院にも什宝が伝存されている。一族からは教団内部にも人材を輩出し、有力檀家として典型的な関わりをみせるが、そのことは歴代祖師石塔を圍繞するように自家の石塔を残していることから推察しうる。しかしながら、これら石塔は十分な調査が及んでいるとは言い難く、調査の一環として記録を試みている。

本稿では、この記録の紹介を中心として、洛中本法寺と本阿弥家との関わりを明らかとし、寺内における有力旦那の位置について論じるものである。

本阿弥家の石塔調査は、本法寺墓地調査の一環として平成十八―十九年度にかけておこない、一部判読困難な銘文の読解や補足調査のために数度に分けて現地調査をおこなっている。<sup>5)</sup>現在、本阿弥家の墓地は京都や東京をはじめ各地に分散しているが、これは一族が非常に多岐にわたって分流、繁栄し、刀剣の目利や研磨をはじめとする家職によって分散していったことの証左である。<sup>6)</sup>しかしその根本は、本家嫡流が帰依し強い結びつきを有していた京都府上京区所在の本法寺墓地

### 一、本阿弥家の石塔

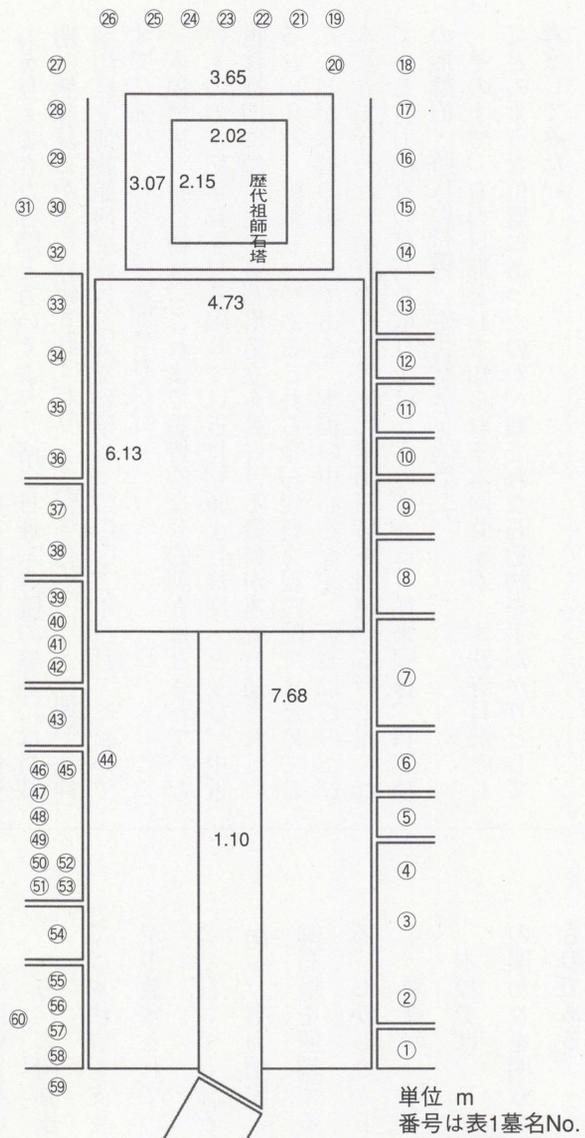


図2 歴代祖師を圍繞する石塔

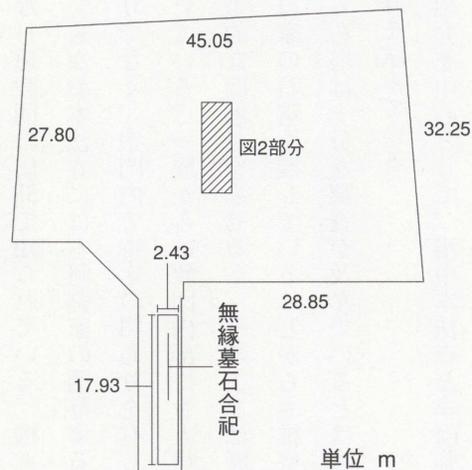


図1 本法寺寺域内墓地の概要

に存している。本阿弥家は足利御代以来の禁裏との結びつきを配慮し「殊に先祖代々墓地も王城にあり、是を自然江戸御表へ引越しては、鹿末になるべし、是非引越被仰付候は、嫡家は御断申、別家の衆一兩人引越可被申哉」としている。<sup>7)</sup>嫡家は洛中本法寺に墓所を設けることが相応しいと理念されているのである。

調査を行った本法寺墓地の概要は前稿にゆずるが、墓地中央中心部に位置する歴代祖師塔を中心にそれを圍繞する形で本阿弥家歴代の墓石が存在していることが特徴となる(図1・2)。本法寺は日親によって開かれた寺院であるが、中近世移行期にあつては当該期の復興に

重要な役割を果たした日通の位置も重く、歴代祖師塔の中央に位置しているのは日蓮、日親、日常の石造小型多宝塔である。これらを中心としてそれを圍繞するように配置される本阿弥家供養塔は寺院と有力檀家の関係を如実に物語っている<sup>8)</sup>のであり、そこに刻まれた法名を子細に検証していく必要がある<sup>8)</sup>。

そこで、該当する石塔の詳細を一覧にしたのが表1である。歴代祖師塔を圍繞する石塔は、全体では六〇基が検出できる。無縁化した墓所を整備し、近年新たに墓石が建立されている区画もあるため、<sup>9)</sup>実際に近世までに造立された墓石は四五基ほどで、このうち、有効な紀年銘を有するものが四〇基ほど。本阿弥家との関係を明確に有するものは手前両側に位置する十数基である。特に左手には古様を示す石塔類が集積されている区画があり(写真1)、他の檀家と比しても特別な位置を占めていたことが判る。古様を示す石塔類は、具体的には一石五輪塔、屋根と基壇を別材から成形する箱型石塔であり、先に報告した本法寺無縁墓石群の中にも多く見られた物である。これら無縁墓石群は、数次にわたる改葬を経て今日の姿になっており、本阿弥家の族葉に連なるものも含まれているかも知れないが、<sup>10)</sup>ひとまず本稿では捨象しておく。

そこで、本阿弥家を理解する上で重要な石塔を取り上げてみたい。表1 No.1は日蓮を中心に釈迦如来・多寶如来の三尊形式をとり、一族では光悦を戴いて光瑳日喜、妙山日欣の供養塔とする。左右に記された紀年銘は「(右) 寛永十四年(一六三八) 丁丑十月五日」「(左) 承応三年(一六五四) 甲午十月十二日」であるからそれぞれの没

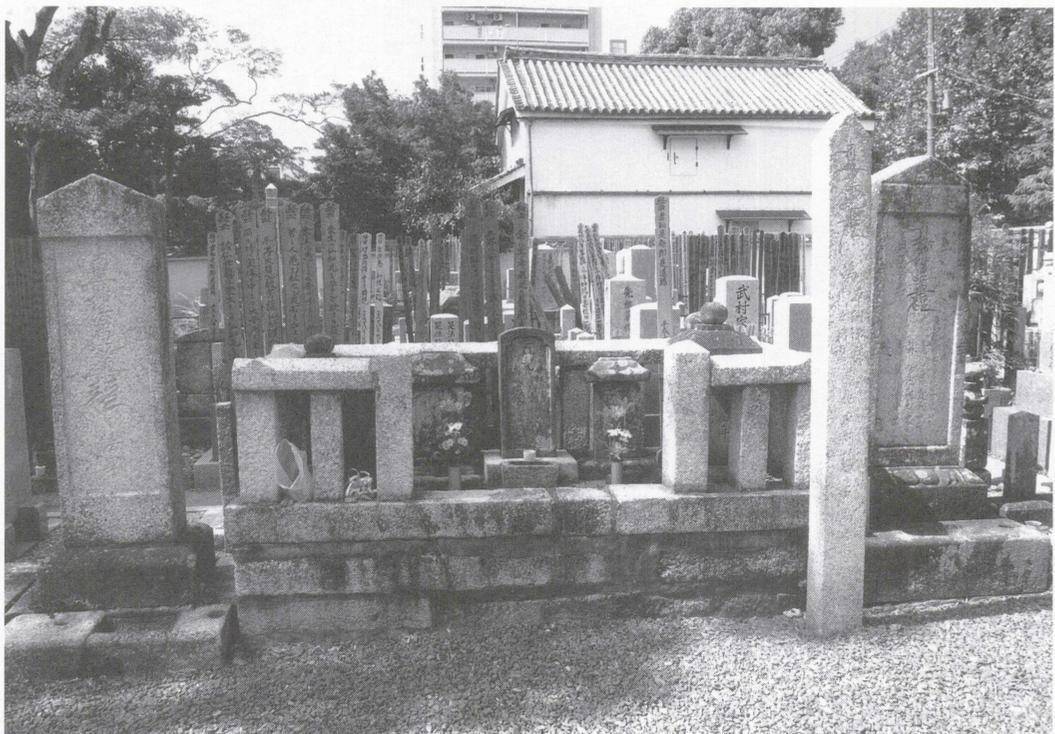


写真1 図2No.55~60



30	方柱型	無	59						26	23	(正面) 妙藏院/開基日彙/二相日陸/三相日要/四相日如/五相日能/六相日理/七相日還/八相日 障/九相日然/十相日昇/十一相日昇/十二相日昇/十三相日蓮/十四相日誠/十五相日智/十六相日 皇 (右) 天保十四日十月 (左) 惠雲日龍建	
31	方柱型	無	63						26	25	(正面) 信本院日聖人 (後) 天明元年辛丑/初秋十二日化 (正面) 南無妙法蓮華經/江岸/宗流/真淨/妙近/江源/妙長/傳護カ/日山/冷宗/有年/徹源/南 □/隆瀧/宗因/幽觀/宗和/□□/玄重/宗忠/江和/妙淨/江清/妙重/法船/妙流/了善/妙 意/江月/宗賢/清宗/妙賢 (右) 妙善/梅立/清春/妙善/妙聖/宗賢/道善/了善/妙 把/幻春/宗林/花室/法春 (左) 靜觀/日□/元了/宗興/妙善/利春/妙與/春華/慶庵/自 休/妙心/若カ/謁/妙休/德善/常福 (後) 法界萬靈/寛文七年卯二月二十七日/起塔施主八木九 左衛門尉宗祐カ	
32	方柱型	有	117						45.5	43.5	(省略)	新
33	方柱型	無	64						26	26	(正面) 南無妙法蓮華經/六親眷屬法界萬靈/宗心/妙心/常意/妙意/妙保/妙霜/蓮住/立藤/開 齋/妙清/宗源/妙源/冬月□妙理日圓 (追刻カ) /貞治□妙惠日敬 (追刻カ) (右) 貞享二乙丑年 八月七日 (左) (家叙)	
34	方柱型	有	72.5						27.5	15	(正面) 妙法/覺言□宗法日華/覺了□妙言日敬/覺圓□宗修日榮/信得庵宗受日善/清存院妙身信女/ 遠光妙真/奔重院妙持日圓/清心妙行 (左) (花押)	<input type="checkbox"/> は判取
35	方柱型	有	71.5						30	18	(正面) 妙法/覺言□宗法日華/覺了□妙言日敬/覺圓□宗修日榮/信得庵宗受日善/清存院妙身信女/ 遠光妙真/奔重院妙持日圓/清心妙行 (左) (花押)	<input type="checkbox"/> は判取
36	方柱型	有	71.5						30	19	青木氏	<input type="checkbox"/> は判取
37	方柱型	無	64.5						24.5	24.5	(省略) 平成十年七月再建	新
38	方柱型	無	52.0						21.5	21.5	(省略) 開基十業院日能/日久/隆遠院日元/日就/日長/日觀聖人/日蓮/日清/日正聖人 (左) 隆 遠院日元建立	新
39	方柱型	有	82.5						33	21	(正面) 開基十業院日能/日久/隆遠院日元/日就/日長/日觀聖人/日蓮/日清/日正聖人 (左) 隆 遠院日元建立	
40	板碑型	有	41.0						15	6.5	(上部欠) 法蓮華經/法清日理/妙理日真	
41	板碑型	有	63						18	4.5	(正面) 南無妙法蓮華經/空中靈光甫日語/信解院妙了日蓮	
42	板碑型	有	44.5						15	6	(正面) 南無妙法蓮華經/妙壽日量/妙勝尼	
43	板碑型	有	145						48.52.5	26.30	(正面) 南無妙法蓮華經/南無多寶如來/南無釈迦如來/□光院妙珠日得/春猷院光珠日圓カ/稱真院妙 永日住/左邊院妙詮日德/了性院光日利/照見院光□日惠/蓮洞院妙習カ日證/宗智/妙善/妙具/ 妙隆/妙賢/妙壽/日近/日聖	
44	石塔	無	208						17.5	14.5	(正面) 南無妙法蓮華經/為本阿弥家/代々精靈/菩提/本阿弥七靈/□清衛門忠正 (右) 文久三癸亥 年十一月三日建之	
45	方柱型	無	51						21	21	(正面) 善行院光圓日具靈/觀心院妙圓日成靈 (右) 延宝四丙辰年十二月二癸 (左) 延宝元辛丑年五 月三癸	
46	一石五輪	無	69	11	6	10.5	11.5	31			(正面) 妙法蓮華經/觀勝院日養上人/蓮池院妙泉日乘/惠照院光澄日登 (右) 承永二年十二月二十七 日 (左) 元禄十五年十二月三十日	
47	箱型	有	37						23	10	(正面) 南無妙法蓮華經/悲母妙蓮カ靈/實永三□□年/三月廿日	
48	方柱型	有	62						26	17	(正面) 本阿弥元祖/常觀院殿妙本日忠大居士/高抵院殿妙祐日恕大姉 (左) 嘉永五年五百遠忌御之 辯議立	
49	箱型	有	39						26	12	(正面) 南無妙法蓮華經/常住院光温日良靈/寛文七年丁未五月二日/慈性院妙温日永尼/延宝六年正月 十五日	
50	笠塔婆塔身	有	36						15	12.5	(正面) 本阿弥中興初祖源□院本光日瑞/沙□	
51	一石五輪	無	69	10	5.5	11	12.5	30.5			(正面) 南無妙法蓮華經/屋命院妙常日□靈 (右) 正保二乙□□□□ (左) 七月七日	
52	笠塔婆塔身	有	36						15	14	(正面) 本阿彌鼻祖/常親院妙本日忠/妙祐日恕 (右) 文和二癸巳年 (左) 四月三日	
53	一石五輪	無	12.5	7.5	5						(正面) 南無妙法蓮華經/法界/妙受院光書日格/了光院妙書カ日行/廣運院長院日啓 (追刻カ)	
54	板碑型	有	15.4						44.45.5	26.28	(正面) 南無妙法蓮華經/慈光光意/慈母妙惠靈位/慶長四巳亥/七月五日	
55	箱型	有	41						27.5	12.5	(正面) 南無妙法蓮華經/圓照院光作日惠/寛永十一檢四月□□日/守玄院妙作院日遊カ/寛永十九檢七月 九日	
56	箱型	有	39.5						28	16	(正面) 妙法/榮壽法光日玉/榮成院光成日昌/玄理院妙究日尚カ	
57	箱型	有	40						27.5	15	(正面) 南無妙法蓮華經/生々世々悉所六親眷屬法界等/祖母妙隆靈/弘治三年/五月廿三日/祖父惣政 靈/天文廿三/六月廿二日/弘妙□□/伯父法政/十月十八日/妙□昌成/福善/妙珍/惣蓮/□□/妙 常/妙永カ/妙同カ/妙幻/法珍/妙和カ/妙法/妙常逆修	
58	箱型	有	42.5						27.5	14.5	(正面) 南無妙法蓮華經/生々世々悉所六親眷屬法界等/祖母妙隆靈/弘治三年/五月廿三日/祖父惣政 靈/天文廿三/六月廿二日/弘妙□□/伯父法政/十月十八日/妙□昌成/福善/妙珍/惣蓮/□□/妙 常/妙永カ/妙同カ/妙幻/法珍/妙和カ/妙法/妙常逆修	
59	方柱型	無	63						24.5	24.5	(省略) 平成元年三月吉祥日	新
60	方柱型	無	64						24.5	24.5	(省略) 法眼長谷川等伯之墓	新

\*墓石通番は合祀された墓石群の排列を反映している(図-1 右→左、前→奥)。  
\*銘文、法名は様々に排列されているが、最も合理的と思われる順序で翻刻した。旧字、異体字は一部現代の用字に改めている。

年と考えられ、造立の主体は宗家を継いだ光甫と考えられる。花崗岩による巨大な板碑型供養塔であり、光瑳、妙山夫婦の一族内での重要性を知らしめている。<sup>11)</sup>

No. 2は「本阿弥家同苗親族諸靈墓」とされ、台座下部に多数の俗名が刻まれている。左右には「(右) 元祖妙本大居士就四百五十遠忌建之」「(左) 維時享和二年壬戌四月三日」とあるから「元祖」妙本の遠忌に際して一族で享和二年(一八〇二)に建立したものと察する。俗名が判然としないことは惜しまれるが、一族の結束を石塔の造立に求めることが出来る。このことはNo. 48にもみられ、嘉永五年(一八五二)に「五百遠忌砌」として同じく「(正面) 本阿弥元祖」常観院殿妙本日忠大居士」の供養塔が造立されていることからわかる。

No. 53には「(右) 文和二癸巳年」「(左) 四月三日」とあり、当時(一二三三)のものでないことは様式から明白であるが、その銘文は「(正面) 本阿弥鼻祖常親院妙本日忠」妙祐日恕」としている。また、No. 54は「慶長四(一五九九) 己亥七月五日」に造立されたものだが、「(正面) 本阿弥尊祖靈カ」□親院妙本日忠」妙祐日恕」としたのちに「(正面) 南無妙法蓮華經」慈父光意」悲母妙意靈位」とする。近世後期には近世前期に見られた「元祖」に立ち返る志向性が再び認められるのである。No. 58では祖母(弘治三年)、祖父(天文廿三年)を供養する。No. 50では中興初祖として「本光日瑞」が供養されているが、本光は本法寺の開山である日親と関係の深い人物であり、中興とは洛中における事実上の元祖を意識したものであろう。以上のように、本阿弥家の石塔造立には「元祖」「同苗」といった意識がみられ、「中興」

「遠忌」による一族の結束を示すものとなっていることがわかる。

## 二、本阿弥家と本法寺

石塔造立に見られた本阿弥一族の信仰のありかたは、一族と寺院との関係にどのような影響を与え、そのことが日蓮宗寺院内部での立場にどう作用していたのであろうか。ここでは、本阿弥家の信仰を検証してみたい。

石塔造立期にいたる以前の本阿弥の系譜は、すでに様々な考証が加えられており、<sup>12)</sup> 現存史料からの推測は大凡見解の一致するところである。それによれば、元祖妙本(妙本阿弥、菅原氏、松田姓)は相州鎌倉住で刀剣の鑑定を業としていたが、足利尊氏に請われて京都に到り文和二年(一三五三)に没している。<sup>13)</sup> 足利氏との関わりを強調し、阿弥号を付すことで御物の鑑定を業とする同朋との関わりを予想させているが、<sup>14)</sup> 鎌倉に住すること自体、前政権との関わりを否定できず、一方では先述のように、禁裏との由緒を重んじるという一貫性のなさを系譜は露呈しているのである。このことは社会的変革期に仕官を有利に進めるべく由緒が形成されていることを明らかにしている。<sup>15)</sup>

洛中本法寺との関わりは六代本光(本阿弥清信、松田右衛門三郎、妙壽養子、天文三年没)に始まると考えられているが、足利義教より勘気を蒙り、獄中で日親と邂逅したことで入道して法名を授かったと<sup>17)</sup> する。光悦はこれに連なる者とされ、『本阿弥行状記』も光悦母妙秀を大いに顕彰するところより始まるものそれ以前の系譜については曖昧模糊としている。

表2 「諸寺勸進帳」中の本阿弥氏

檀那名	本寺	勸進額	住居
本三郎	本法寺	金一匁	中小川
本新九郎	本法寺	500	中小川
本弥四郎	本法寺	500	中小川
本光仁	本法寺	500	中小川
本孫左内	本法寺	300	中小川
本光意	本法寺	300	中小川

ており「本阿弥」は「本」と略して記録される(表2)。

この史料は、本阿弥一族の日蓮教団に対する帰依と集住を裏付けている早い時期の事例だが、これに若干下る史料には「本法寺文書」として知られている文書群中に「妙法堂過去帳」がある。<sup>19)</sup> 過去帳には本阿弥家の人々が数多く記載されており、中近世移行期の本阿弥一族を知ることの出来る史料となっている。本書は日忌を記す過去帳の体裁をとっており、功德院日通自筆本とされているもので、料紙を横に五段に界線で区切るが、最上段は宗門内歴代祖師と有力者、第二段は本法寺関係の塔頭歴代、第三段に有力檀徒として本阿弥等の人々が列記されている。このうち、本阿弥一族について表にまとめたものが表3である。

表3からは文禄、慶長期を中心に一族内部での教団への帰依の程度が伺われるが、すでに当該期において宗門内に多くの親族を有していたことが判る。「諸寺勸進帳」にみえる俗名が法名とどのように一致

確度の高い史料が現れるのは妙秀、光悦の活躍する中近世移行期からであり、洛中十六本山の廻文書であった十六本山会合用の文書類には中小川に住する本阿弥一族がみえている。<sup>18)</sup> 天正四年に行われた洛中勸進にかかわる出銭の史料である「諸寺勸進帳」によれば、本法寺の旦那として把握されている六名の者がみられる。いずれも同一町「中小川」に居住し

表3 「妙法堂過去帳」にみる本阿弥氏一門 (表記は原史料のまま。\*は異筆)

忌日	記事1 (法名等)	記事2 (没年等)
二日	本阿弥光温常住院日良	寛文七五月*
二日	本阿弥光意日仙六十五	慶長九辰八月
二日	本阿弥光心	永禄二未二月
三日	本阿先祖妙本	文安二年
三日	本阿弥先祖本妙	
三日	本阿弥祐徳父光与 四十才	丑八月
四日	本阿弥祝以四十二	天正十六戊子五月 慶長十九辰十七年
四日	本阿弥祐徳日仙	元和六三月*
五日	光悦老母妙秀院日量	元和四七月*
五日	本光意内妙意	(慶長四年カ) 亥七月
七日	本光佐息女妙縁	(慶長六年カ) 丑八月
八日	本阿弥光壽日如	慶長十丙午正月
八日	本阿弥光味	慶長十九九月
八日	本阿弥光刹六十四歳	文禄五申卯月
九日	本阿弥光碩日利	九月
九日	本阿弥光伯日晴	*
十日	光淳内妙敬卅三才	慶長十乙日卯月
十一日	本光因妻如亥怡日慶	十月
十一日	本新五郎徳意	慶長十一丙午七月
十一日	妙味尼光味内	慶長十丙午九月*
十四日	本阿弥本光甲	午二月
十六日	本阿光淳息女妙祇	慶長四十二月
十八日	光淳老母妙要	正月*
十九日	本又九郎子法種四歳	慶長七寅十二月
二十一日	本光徳内方正信院妙光日経六十二歳	元和三七月
二十五日	本阿弥光益日悦	
二十五日	本光室妻妙室日近	
二十六日	本光的内浄光院妙春日清	延宝元丑年十二月*
二十七日	本阿弥光二日壽	慶長八癸卯十二月八十二
二十七日	本阿弥光政六十三逝	文禄四未乙二月
二十七日	本阿光圓四十才	慶長四亥卯月
二十七日	光悦息女藤左内妙法	元和七霜月
二十八日	本阿光祝歸齋父	九月
二十八日	妙法ノヲハ	天正十一未七月卅三年過也
二十八日	御兵本又左弟日与七才	九月
三十日	本阿弥光徳老母妙祐	七月

するかは判然としない場合もあるため時系列的比較は出来ないが、「妙秀」や「光悦」を宗家として分流してゆくというよりもむしろ、すでに多くの一門を擁していた本阿弥家が一時収斂し、近世期に再び拡散したと考える。本法寺の石塔にみえる「元祖」「同苗」といった志向性はその産物であり、「過去帳」後を明らかにする資料といえよう(写真2・3参照)。

ところで、これら過去帳の記述や、石塔の造立は本阿弥一族の内部ではどのように規制されていたのであろうか。『本阿弥行状記』(上巻、第一一話)には、仏事との関わりについての次のような話を所収している。「親死後、富貴の身として是ぞといふ程の仏事をもなさず、一生の恩を忘れて、その忌日ばかりに、させる聞えもなき僧只一人二人請じて弔ひ申分は不足なり、みずから香華を供養し、慇懃に給仕をもすべし」。自明のこととして、日蓮教団でなければならぬ理由は記されないが、一族供養の重要性を説いている。また同じく第五三話(上巻)には「妙秀の子孫百人に及びけるが、廣き屋敷をもたざるものなし(中略)孫彦の出家は本寺くのぬしとなり、数百所の末寺末山を領し、程なく退きては静かなる山林を住家とするもあり」とし、一族内から出た出家者は本寺に入り、寺領を管理しつつ隠遁生活をする者もあるとしている。多数の族葉が僧俗渾然一体としながら一族の結束を図り、イエの保全を図っている様子が分かる。

「諸寺勸進帳」「妙法堂過去帳」「本法寺石塔」は、その意味で中近世移行期の本阿弥家の在りようを時系列的に示す異種の史(資)料と考えることが出来る。

### 三、本阿弥家の家職

そこで本阿弥家の家職について若干の再考を加えてみる。従来その家職は、中興時の宗家ともいえる本阿弥光悦の事績にひきずられて刀剣の目利、研磨、拭いの三業が中心とされ、家産を背景に書や工芸といった今日的に見れば「芸術的」技能を発揮した家であるとされている。しかし、近年妙顕寺文書の卷子装軸木から発見された「軸□表紙本阿弥次郎三郎殿 細工宗二 元和八壬戌稔霜月吉日(花押)」の墨書名や、<sup>20)</sup>十六本山の会合書類に含まれている証文などからは、より多彩な本阿弥一族の家職が推し量られるのである。

前者では妙顕寺に伝来した重書類にたいする表具に関与がされているのであり、本法寺の檀那という枠組みを超えて、宗門内での裝潢に  
関与をしているのであり、後者では宗門内の経済行為に関わっている。ここには「諸寺支配帳」と題された冊子に貼込められた請取反故があり「さかいよりかわしひた拾五」貫文うけ取申候也「四月廿一日」後藤(花押)「本阿弥(花押)」実相院まいる」とされ表面が墨線で毀れている。<sup>21)</sup>この史料は天正八年(一五八〇)から慶長元年(一五九六)にかけての堺日蓮教団諸寺から洛中十六本山への送金について記したもので、後藤、本阿弥の両名が洛中において送金の受領を担当していたことの証左となる。ここでの後藤、<sup>22)</sup>本阿弥の両名が具体的には誰に該当するのかは花押の比定からも判然とはしないが、日蓮教団内部での経済行為に有力檀家である本阿弥の一類が関与していることは十分に考えられる。<sup>24)</sup>

このことは、たとえば慶長十二年（一六〇七）の本法寺日通上人書置に「三説超過の御消息并そへ状、これは自元光淳二進之、又鷲のゑ表具して進之候也」とあり、重要な消息の装潢と分与が宗門内で完結されうる可能性を示している。また、同書置には「北位牌所事、光徳二進之候（中略）為修理料銀子三百目付置申候、則光徳へ可渡也、正行坊ニ申置候事、北堂かうかつ物事、注文別昏ニ有之」として、位牌所の運営資金を分与している。ここでは住持と資産管理者を分けて運営に当たらせているのであり、本阿弥光徳に対しては運用を委託しているのである。

『本阿弥行状記』（上巻）第九話には、大昔に妙秀「聳」の家が類焼にあつた際の話が載せている。具体的には「此もの、先祖は無慈悲けんどんにて、わづかの金をかして宜ものを質物に取、金を返し請んといへど、最はや日限過たる故に外へ遣はしたりなど、偽り戻さず（中略）何に付ても欲ふかく貯へ置し財宝今に蔵の内にあり」とあり、片岡氏一族の出自が土倉であつたことを示している。話の趣旨は清貧を宗とすべしということにあるのだが、本阿弥家の諸事にたいする目利能力獲得の背景には、市中金融業者としての眼力の涵養があつたかも知れない。

「御前落居奉書」では泉州堺の土倉野遠屋妙基と本阿弥が野遠屋本体と「所々家倉等」の権利について相論をおこなっている。ここでは、応永二十二年（一四一五）十二月十一日付讓状が証拠となり永享二年（一四三〇）十二月三十日に本阿弥の領掌が認められている。<sup>(25)</sup>この本阿弥が、日蓮教団檀那の本阿弥との同族であるとは即断しがたいが、

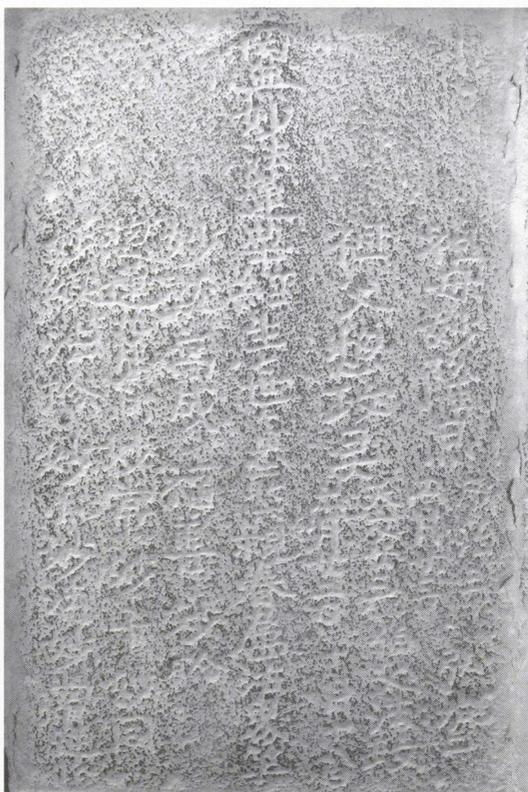


写真3 表1No.58



写真2 表1No.1

有力商人の本阿弥の一例である。

同じく、「本阿」を名乗る者には「賦引付并徳政方」に事例があり、<sup>26)</sup>とくに天文十七年十月二十二日付の本阿弥申状では家業における一族の結合が意識されている。これには「右従往古、我等事奉諸商賣役御免之御下知、于今無別義御事候、然者天文五年京都錯亂之時、證文等引失申候、此旨□□様預御披露、如先々本阿兄弟、同子共以、諸役御免許□□被成下御下知(後略)」とあり、本阿弥一族が「往古」より「諸商売役」を免許されるものの、天文五年(一五三六)の「京都錯亂」、すなわち天文法華乱に際して損害を蒙っていることを示している。「證文等引失」とある以上、社会的混乱によるというよりも、むしろ一族の信仰との関わりから被害が拡大したと考えるほうが自然ではなからうか。

先述した堺の「本阿彌」とは時代的にも隔たつてはいるものの、本阿弥の拠点が一時的に或いは分流として堺に所在している可能性もある。妙顕寺所蔵の「日朗上人遺骨分与状」(元応二年三月二日付)卷子軸および軸付紙には「上 天文九年庚子七月二日(日広花押)、軸表紙付之、表紙 本阿ミ次郎三郎(花押)」「軸墨書銘」、「庚子歳七月吉日、軸表帑修之、日廣(花押)」「(軸付紙銘)とあり、本阿弥次郎三郎が京都十六本山の一つである妙顕寺什物の修補にかかわっていたことが判明する。<sup>27)</sup>天文九年(一五四〇)といえば、日蓮教団の洛中各本山は天文法華乱後の措置により洛中追放処分が付されている最中であり、多くの本山は堺に所在する末寺に避難をしていた時期である。<sup>28)</sup>京都と堺に二元的に拠点を置く、教団と有力檀那の存続基盤の在りよう

が、洛中日蓮教団の中世後期における存続に有効に機能していたと考えられるのである。

おわりに

本稿では、京都に所在する日蓮宗本山本法寺墓地の石造物のうち、本阿弥家の供養塔を中心に考察を加えた。あわせて、従来知られている史料と、これら金石資料の補完的な意味を提示した。本阿弥家は中世以来の日蓮教団内有力檀那であり、長谷川、楽といった技能集団を考察する上でも比較検討の対象となる存在である。従来看過されていた石塔銘文を追加できたことは、両者の史(資)料を時系列的に比較検討できる素地を提供しえたと考える。

日蓮教団の場合、経済的基盤となるような寺領が少なく、在地の所領よりはむしろ都市的な場の大衆、多分にそれは経済的に不安定な商工業者に依存することになるのだが、そのような宗門の内部にあつては寄進によって集積された什宝の管理が必要となってくる。ここに本阿弥家をはじめとする職能集団の宗門に対する関与の必要性が認められ、洛中日蓮宗諸山、ことに本法寺が彼らとの関わりを積極的に持ったことが指摘しうるのである。

慶長年間に中山法華経寺との関係をめぐって本法寺、頂妙寺(京都)、妙国寺(堺)輪番との間で問題が生じたが、その際に幕府からは「其寺伝来之靈宝、諸道具、什物、無紛失、當住本法寺江可相渡旨、上意二候」との奉書が出されている。<sup>29)</sup>これらの靈宝、什物、諸道具の見極めは寺院内部における財産管理の観点からも重要であり、また什宝の

蒐集、檀徒からの受け入れにも「極め」は重要となる。日蓮教団に内在した技能集団は、自らの創作活動のみならず、制作に付随して獲得した経験を「極め」に反映させた。この点において、技能集団の一族的帰依は日蓮教団にとって有効に作用したといえるのである。

【付記】本稿は科学研究費補助金（研究課題「非文献資料を利用した中世都市における基層信仰の研究」、課題番号一七六八二〇〇二）による成果の一部である。

本法寺墓地調査にあたっては調査補助員として、竹村到（江戸東京博物館非常勤研究員）、幾島審（鳩ヶ谷市教育委員会埋蔵文化財調査嘱託）、岩下徹（国士舘大学大学院）、大庭祐介（国士舘大学大学院）、大藪海（慶應義塾大学大学院）、関本悟（立正大学大学院）の協力を得た（肩書は当時）。

本稿作成にあたっては、本法寺貫首大塚泰詮猥下より多大なるご配慮とご教示を賜った。ここに記して感謝いたします。

## 註

- (1) 洛中日蓮宗系寺院墓地の研究については、科学研究費補助金（研究課題「室町時代後期における非文献資料を利用した地域文化（信仰）伝播の基礎的研究」、課題番号一三七一〇二〇八、平成十三—十四年度、研究課題「非文献資料を利用した中世都市における基層信仰の研究」、課題番号一七六八二〇〇二、平成十七—十九年度）の交付を受けた。本稿と関係を持つ拙稿を挙げれば、「京都妙覚寺墓地の無縁石造物考—中近世移行期の葬送と石塔造立」（『神奈川県立博物館研究報告—人文科学—』二八号、二〇〇二年三月）、『京都新在家の形成と法華宗檀徒の構造』（『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年十二月）、『京都本法寺墓地の無縁石造物について』（『神奈川県立博物館研究報告—人文科学—』第三三号、二〇〇七年三月）があるので参考にされたい。

- (2) 『本阿弥行状記』（上、中、下巻）の原本は不明。「富岡鐵齋本」を底本とすることが多く、「前田尊経閣文庫本」（東京文化財研究所写本祖本）、「東京芸術大学図書館本」「帝国図書館本」などがある。内容から上巻は光悦の孫と位置づけられる光甫の手になるものであり（二部親父光瑳編纂）、中、下巻は光甫の孫次郎左衛門による雑記の追加の体裁をとっている。

- (3) 正木篤三『本阿弥行状記と光悦』（昭和五十六年四月、中央公論美術出版）参照。本書はその祖型として、昭和二十年三月に大雅堂より出版（千五百部）、戦後芸艸堂から再版されたものであるが、現在殆ど失われ稀観書の部類に属している。新版は、その旧版から校勘記と索引を省く形で昭和四十年八月に再版され（千二百部）、さらに昭和五十六年に復刊されたものである。

- (4) 日蓮を宗祖とし、法華経を絶対的経典として信奉する宗教集団を、ここでは日蓮宗、日蓮教団としておく。本稿で言及する時期の史料中呼称と今日的教団名の乖離が存在するからである。

- (5) 各石塔については法量計測のほか、写真撮影と拓本採取を行っている。

- (6) いわゆる「本阿弥十二家系図」がのこされているが、光悦玄孫にあたる次郎左衛門による「本阿弥次郎左衛門家傳」（『史籍集覧』第一六冊所収）は「本阿弥行状記」の改編（中、下巻）と関わりを持つもので、一族内での強固な結合と弛緩の発生を予想させているのである。

- (7) 『本阿弥行状記』（上巻、第八〇話）。前段には「いつまでも王城に住居して、御用向の節は出府仕るべく、決して江戸表へ引越の儀ゆめく有べからず、足利御代より禁裏様の御剣を清め、惣て御用を勤め来り候事、なに程か難有ことにて候（中略）日本國中は神の御末にてみなく禁裏様の物也」としている。前掲註（6）によれば「光通元禄十五年罷下夫より江戸住居に罷成候」としている。

- (8) 簡単な墓標銘文集成としては山崎美盛『海録』がある。

- (9) 表1では石塔銘文などを割愛している。

- (10) 本法寺貫首大塚泰詮猥下によれば、これら無縁石造物群は本来墓地参道の両

側に集積されていたものであり、本法寺会館を建築した際に現在のように合祀されたことである。

(11) 『本阿弥行状記』(上巻) 第五四話には「妙覚寺の日允上人の母は妙秀が孫、光室が姉なり、妙山と号す、八十に及ぶまで一生のうち終に聊も嗔恚なし」と穏和な人となりを顕彰している。

(12) 砂岩質の脆弱な石材で表面が剥離している。現状では俗名部分も崩壊しつつあり、今後判読不能となる可能性がある。

(13) 前掲註(3) 『本阿弥行状記と光悦』解説部分に要を得た見解があり、本稿でもそれに従う。

(14) 『類聚名物考』引用「玉露證話」、「本朝語園」、黒川道祐「遠碧軒記」、江村既在「老人雑話」など近世期の随筆に散見するのみである。また、近世以降の本阿弥家事績や歴代没年などについては太田南畝「仮名世説」、「續近世畸人傳」、藤貞幹『好古類纂』、灰屋紹益「にぎはひ草」、古書備考」などが参考となる。

(15) 鎌倉松葉谷日静上人は足利尊氏の叔父であり、これに帰依したことによる法名本阿弥と号したとする。法名「妙本」との関わりが不明であり、由緒に混乱があるのであろう。

(16) 同様な事例については一故実家の仕官について検証した拙稿「大和宗惣管見」(『年報三田中世史研究』第三号、一九九六年十月)、「大和流太元明王法と京都本法寺藏「摩利支天画像」について」(『年報三田中世史研究』第一〇号、二〇〇三年十月)等を参照。

(17) 「本阿弥系図」参照。義教の治世と没年とが乖離しているが、百歳没とする。日蓮宗への帰依が妙本に遡及するのか、本光に至るのか不分明となる。

(18) 『頂妙寺文書』京都十六本山会合用書類(三・四、大塚巧藝社、平成元年二月～十一月)に「諸寺勸進帳」や個別町の勸進記録として所収されている。京都府上京区小川今出川上ル西側実相院町には「本阿弥辻子」の地名が残る。『本阿弥行状記』(上巻) 第五三話には下小川に程近い住居が暗示される。

(19) 本法寺文書編纂会『本法寺文書』(第二冊、平成元年五月、大塚巧藝社)所収。本書には各文書写真版と釈文を付す。過去帳は日通自筆本とされるもののいくつかの異筆を含み、後年の元号や、「堺」を「場」のように記すなど明らかな誤記が認められる。後世の補入や写部分もあると思われる、その点は勘案される必要がある。また「光悦寺過去帳」も参照されるべきであろう。

(20) 合わせ軸、軸首水晶。筆者実見による。後掲註(27)も参照。

(21) 前掲註(18) 『頂妙寺文書』京都十六本山会合用書類(四)所収。

(22) 後藤については天正八年(一五八〇)閏三月十九日付の同様な金子請取反故が存在する。これと同時期のものであるとすれば、本史料の年代が確定でき

(23) 現在花押が知られている当該期の本阿弥家系の花押には類似するものが見られない。そのことは当時すでに本阿弥家には多様な家職を持つ庶流が存在し、花押の形態に独自性が存在した可能性を示している。

(24) 「賦引付并徳政方」には天文十七年(一五四八)九月五日付「本阿西女申状」があり、天文八年五月六日の債務である料足二九貫八七九文の破棄を求めている。この「本阿」が本阿弥一族の者であるかは確証がえられない。

(25) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』(昭和五十五年八月)所収。

(26) 前掲註(25)参照。写本のため文言に不自然な箇所がある。

(27) 『妙顕寺文書』(一、妙顕寺文書編纂会編、平成三年五月)所収。

(28) 天文五年閏十月七日付室町幕府奉行人奉書による(『本能寺文書』所収)。これによると「日蓮党衆僧并集會輩、洛中洛外於徘徊者」は成敗の対象となった。この後、天文十一年十一月十四日に帰洛の勅許が発給されることとなる(『両山歴譜』)。

(29) 慶長十九年七月十三日「徳川家奉行安藤重信外四名連署奉書(案文)」(前掲註18所収)参照。

(30) 素材に対峙し、制作に従事する技術者が、別の一面では鋭い鑑定眼の持ち主であることは今日でも理解しうるところである。